

長野県の関係機関・関連サイト

◎長野県企画部消費生活室 Tel.026-223-6770

[消費生活情報]

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouthou/index.htm>

◎長野県教育委員会教学指導課心の支援室 Tel.026-235-7436

[ケータイ・インターネット指導のためのポータルサイト]

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm>

◎長野県企画部生活文化課青少年健全育成係 Tel.026-235-7210

◎長野県警察本部サイバー犯罪対策室 Tel.026-233-0110

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/seian/hightech/index.htm>

◎警察安全相談 #9110

◎ヤングテレホン Tel.026-232-4970

●県消費生活センターでは、架空請求等インターネット関連の金銭的なトラブルに関する相談受付や出前講座を行っています。

長野消費生活センター TEL.026-223-6777 FAX.026-223-6771

松本消費生活センター TEL.0263-35-1556 FAX.0263-35-0949

消費生活センターおかや TEL.0266-23-8260 FAX.0266-23-8248

飯田消費生活センター TEL.0265-24-8058 FAX.0265-21-1703

上田消費生活センター TEL.0268-27-8517 FAX.0268-25-0998

消費者ホットライン **0570-064-370**

まもろうよ みんなを!

全国共通の番号で、最寄りの消費生活相談窓口につながります。



◎長野県企画部消費生活室

☎ 026-223-6770 ☎ 026-223-6771 ✉ shohi@pref.nagano.lg.jp

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouthou/index.htm>

発行/平成22年(2010年)12月



! WARNING MOBILE PHONE and INTERNET

ケータイ&インターネットから身を守る

ネット社会の
危ないところが
わかる本

青少年版

長野県

はじめに

携帯電話やパソコンのインターネット技術は、私たち現代人にとってなくてはならないツールです。その反面、インターネット上で不特定多数の人が匿名で情報をやり取りし、真実でないものや有害なものも含まれているなど、犯罪や大きなトラブルにつながる危険性も否定できません。

特に社会経験が少なく、判断力が未熟な青少年のみなさんはインターネットのトラブルに巻き込まれる危険性が大人以上に高く、平成21年度中に県消費生活センターに寄せられた20歳未満の方の相談411件のうち299件はインターネットのトラブルに関する相談でした。

この冊子では、ネット社会の様々な危険性を取り上げ、その危険から自分の身を守る方法を具体的に記載してありますので、参考にしてください。そして、困ったとき・悩んでいるときは友だちだけでなく、親や先生に打ち明けましょう。また、この冊子の最後に専門の相談機関が掲載されていますので、早めに相談してください。

〈参考資料〉

この冊子の作成に当たり以下の資料を参考とさせていただきました。

長野県教育委員会「ケータイ・インターネットに関する指導資料(高校生向け)・(小学校高学年・中学生向け)」

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部データ通信課「インターネットトラブル事例集」

総務省「電気通信サービスQ&A」

全国webカウンセリング協議会 資料

CONTENTS [目次]

- 003 I お金のトラブルにあう危険性 — 消費者被害
- 007 II 精神的被害を被る危険性 — ネットいじめ
- 011 III 生命・身体の被害を被る危険性 — 性犯罪や殺人・暴力事件の被害者に
- 013 IV 加害者になる危険性 — ネットモラルの欠如から
- 015 保護者のみなさまへ
- 018 関連サイト一覧

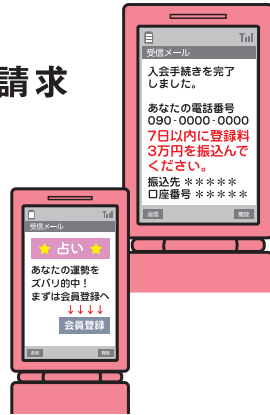


お金のトラブルにあう危険性

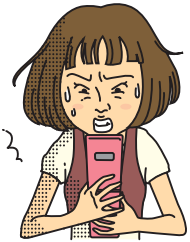
消費者被害

01 ワンクリック詐欺・有料サイトの架空請求

無料の占いサイトにアクセスしたら、突然「登録完了・料金請求」の画面が表示された。



従来はアダルトサイトにアクセスしたら突然、請求画面になることが多かったのですが、最近は無料の芸能情報サイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイトなどから、アダルトサイトや出会い系サイトにつながり、登録画面になることも増えています。



利用した覚えのない有料アダルトサイトの利用料金を請求するメールがきた。

最近は、子どもがお小遣いから支払えるような金額の請求も増えています。だからといって、一人で判断して支払ったりせず、消費生活センターなどにご相談ください。

CHECK HERE

✓ 怪しいサイトにアクセスしない!

✓ 身に覚えがなければ支払う必要なし!

次のような場合も、契約が成立しないので、料金を支払う必要はありません。
▶ 無料のサイトを見ていて突然「登録完了画面」になった場合
▶ 有料サイトでクリックする前に利用料金や利用規約などについての明確な説明がない場合
▶ 事実と異なる説明しかない場合

✓ 連絡先には絶対に連絡しない!

あわてて業者に連絡したり、請求されるまま支払ったりすると、相手にあなたの個人情報(住所、氏名、固定電話番号)が知られ、別の業者名からも請求がくるようになります。

✓ 請求メールが頻繁に届く場合は、迷惑メール受信拒否の設定をする!

迷惑メール受信拒否の設定は9ページを参照してください。

✓ 請求が脅迫めいているときは警察に連絡!

✓ 請求画面が消えないなどのトラブルの場合はパソコンメーカーやプロバイダに相談!



02 インターネット通販

⚠ WARNING:

インターネットでの買い物は店に出かける必要もなく、家にいながら数多くのサイトの中から自分が買いたい条件にあてはまるものを検索することができ、とても便利です。でも実際に商品を手にとって選べない、販売業者がどんな人か顔も見えないなど不確実な面もあり、トラブルも多く発生しています。



⚠ インターネット通販で法律が事業者に義務づけていること

- ・画面には次の事項を表示すること
代金、代金支払時期、支払方法、商品の引渡時期、返品の手続き、事業者名、所在地、電話番号、事業者の代表者名または通信販売業務の責任者名、申込の有効期限など
- ・消費者があらかじめ承諾していない電子広告を送ることは禁止
- ・事業者は、消費者が最終的に申込みをする前に申込み内容の確認画面を作っておく必要がある
- ・消費者が申込みをし、事業者が承諾の通知をした時点で契約が成立

⚠ 通信販売とクーリング・オフ制度

インターネット通販では、訪問販売などに適用されるクーリング・オフ制度(一定期間内の無条件解約)はありません。返品については事業者が表示した返品の扱いによることになります。ただし、事業者が返品について特に定めていない場合は、商品を受け取ってから8日以内に消費者の負担で返品し、契約を解除することができます。

03 インターネットオークション

インターネットのオークションサイトを見て商品を購入し、お金を振込んだのに商品が送られてこない。

インターネット通販の場合は、消費者を守るための法律が整備されていますが、出品者が個人のインターネットオークションの場合、法律は適用されません。お金を振込んだが商品は届かず、出品者は連絡不能（雲隠れ）というケースもあります。怪しいと思ったら購入しない、前払いは避けるなどの注意が必要です。



CHECK HERE

- ✓ インターネットでの買い物は、大人（親）に相談！
- ✓ サイトの内容、返品規定をよく確認！
▶ サイト名、メールアドレス、住所、固定電話番号、指定口座、返品規定などをよく確認し、もしものために保存しておく必要があります。
- ✓ 前払いは避ける！
▶ 後払いができるか確認し、現物を確認後、振り込むようにしましょう。
- ✓ 申込み画面・承諾メールは保存しておく！
- ✓ 怪しいと思ったら購入しない！



04 無料ゲームサイト

⚠ WARNING:

無料ゲームサイトのオンラインゲームで遊んでいるうちに高額な請求が来た。

無料ゲームサイトのオンラインゲームで遊んでいるうちに、武器などのアイテムが有料であると気づかずいつの間にか数多くのアイテムを購入し、高額な請求をされてしまうことがあります。また、アバターとよばれる自分専用の着せ替えゲームでも有料のアイテムを多数購入してしまうこともあります。



▼ NEXT STAGE??



CHECK HERE

- ✓ 有料アイテムの購入は慎重に！
- ✓ 登録する前にサイトの利用規定をきちんと読む！
- ✓ 家族間でルールを決めて遊ぶ！



精神的被害を被る危険性

ネットいじめ

01 学校裏サイトなどの掲示板

学校裏サイトに悪口が書き込まれ、学校でもいじめにあうようになった。

学校裏サイトとは、在校生や卒業生などにより学校の公式サイトとは別に立ち上げられたサイトです。そのサイトの掲示板で名前を挙げられてスレッドがたてば、悪口がどんどん書き込まれ、学校でもある日突然いじめにあったり、無視されたりするケースもあります。



⚠ WARNING:

CHECK HERE



- 自分についての悪口を発見した場合はその画面を保存しておく!
 - ▶ ネット上で名前を特定しての悪口を書き込むことは、それだけで「名誉毀損」「侮辱行為」などの犯罪行為に該当するケースもあります。保存された画面は、警察捜査の証拠になります。
- 同じサイト上で抗議の書き込みはしない!
 - ▶ 事態はさらにエスカレートして深刻になる場合が多いのでやめましょう。
- 一人で悩まず、親や先生、専門機関に相談!
 - ▶ 被害にあった人は、自分を卑下したり悲観したりせずに、親や先生に実際の画面を見せて相談し、書き込みの削除や警察への通報に協力してもらいましょう。



⚠ まだある『ネットいじめ』

「ネットいじめ」はほかにも、次のようなものがあります。

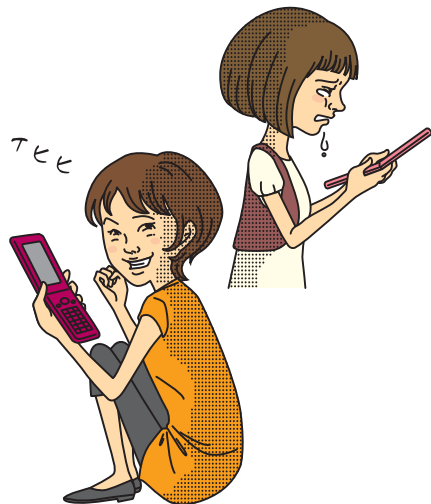
- 嫌な人ランキングなどの人物評価
- わいせつ画像・本人がいやがる画像をアップする。
- 掲示板に名前を書かれた人が目先を変えるために別の人の悪口を書き込む。これにより、いじめの対象だった子が突然いじめる側にまわることもあります。
- 友だちや架空の人物になりすまして書き込みを行う「なりすまし投稿」によるいじめ

02 メールのトラブル

(1) なりすましメール

友だちから悪口が書かれたメールが送られてきたが、実は、友だちになりすました別人からのメールだった。

メールの送り主のアドレスは自分の好きなように変更することができるという特性を利用してだれにでも「なりすまし」ことが可能となります。他人になりすまして嫌がらせのメールを大量に送るなどのいじめが多発しています。



CHECK HERE

- 必要以上に自分のアドレスを他人に漏らさない！
知らないサイトからのメールは返信しない！

▶ 迷惑メール送信業者のリストに載ってしまい、迷惑メール受信の可能性が高まります。

- なりすましメールの受信拒否を設定しよう！

▶ 受信拒否の設定は電話会社ごとにやり方が異なります。下記の表と各電話会社のホームページをご参照ください。



なりすましメール受信拒否の設定方法（電話会社別）

電話会社名	案内ページのタイトル	ホームページアドレス	なりすましメール受信拒否の設定メニュー
docomo	迷惑メールでお困りの方へ	http://www.nttdocomo.co.jp/info/spam_mail/index.html	受信／拒否設定
au	迷惑Eメール防止方法	http://www.au.kddi.com/service/email/support/meiwaku/email_boshi/index.html	メールフィルター
SoftBank	迷惑メール対策サポート設定方法	http://mb.softbank.jp/mb/support/3G/antispam/set/	かんたん設定 または なりすましメール拒否設定

※詳しい設定方法は、表中のホームページでご確認ください。

※上記3社のほか、WILLCOM、emobileでもメール送受信時の認証技術導入等により、なりすましメール対策を行っています。

(2) チェーンメール

チェーンメールが送られてきた。
転送してもいいのだろうか？

チェーンメールとは同じ内容の文を複数の人に転送するよう求めるメールのことです。「1週間以内に10人に転送しないとお前は暴力団に殺害される」などのメッセージで不安をおおひ、うわさや個人情報、嫌がらせの画像などを添付したメールが送られてきます。チェーンメールは、受信した段階では被害者ですが、他の人にメールを送るとあなたも加害者になります。

CHECK HERE

- チェーンメールは受信しても転送せずに削除し、後は気にしない！
- もしどうしても転送せずに削除するのは怖いと思ったら、下記のアドレスに転送すれば、確実に処理してくれます。



⚠ WARNING:



チェーンメールの転送先

chain01@web-mind.jp	chain02@web-mind.jp
chain03@web-mind.jp	chain04@web-mind.jp
chain05@web-mind.jp	chain06@web-mind.jp
chain07@web-mind.jp	chain08@web-mind.jp
chain09@web-mind.jp	chain10@web-mind.jp
(全国webカウンセリング協議会提供)	
risu1@ezweb.ne.jp	risu2@ezweb.ne.jp
risu3@ezweb.ne.jp	dakef1@docomo.ne.jp
dakef2@docomo.ne.jp	dakef3@docomo.ne.jp
dakef4@docomo.ne.jp	dakef5@docomo.ne.jp
kuris1@t.vodafone.ne.jp	kuris2@t.vodafone.ne.jp

(迷惑メール相談センター提供)



生命・身体の被害を被る危険性

性犯罪や殺人・暴力事件の被害者に

01 出会い系サイト・非出会い系サイトで知り合った人からの誘い出し

無料ゲームサイトなので安心して登録したら、そのサイトで知り合った男の人とメル友になり、今度会おうと誘われている。



「懸賞サイト」「古いサイト」「着うたサイト」「ゲームサイト」などの無料のサイトに個人情報を登録した際に、出会い系サイトに誘導するケースが増えています。また、プロフ（自己紹介サイト）やSNSのようなコミュニティサイト、ゲームサイトなどで知り合った人に誘い出され、援助交際などの性犯罪や暴力事件などに巻き込まれるケースが増えています。

CHECK HERE

- ✓ 出会い系サイトには絶対にアクセスしない!
- ✓ 無料サイトでも個人情報を不用意に入力しない!
▶ 無料サイトと称して個人情報収集を目的にしているサイトもあります。
- ✓ プロフには、個人情報や自分の写真、学校名、住所地の風景など個人が特定されるような書き込みは絶対にしない!
- ✓ 出会い系サイトからの不当なお金の請求があっても、個人情報を教えたり請求に応じたりしない!
- ✓ メールの相手の言うことを安易に信じ込まない!
▶ 出会いや金銭を期待させたり、芸能人や特別な人になりすましてメールを続け、高額な支払を請求したりするほか、「会おう」と誘い出して犯罪に及ぶケースもあります。
- ✓ メールでのやり取りはすべて保存しておく!
▶ メールでのやり取りは警察捜査の証拠になります。
- ✓ 相手からの呼び出しに絶対に応じない!
- ✓ 家族や先生に相談! 脅迫めいたやり取りがあったら警察に通報!



02 ネット依存症

⚠ WARNING:

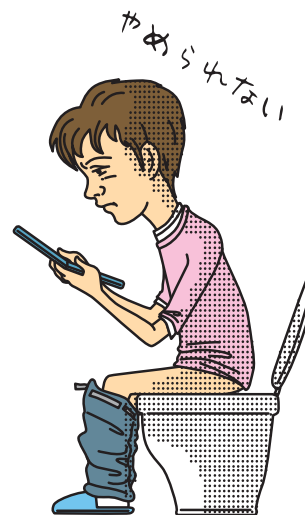
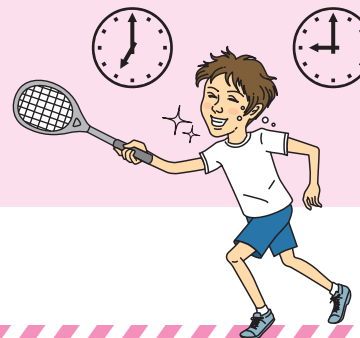
ネットゲームに夢中になって、ほかのことが手につかない。

ネット依存症の典型例のひとつです。ネット依存症は、現実の生活に対する無気力感や情緒不安定など心身に悪影響を及ぼしたり、不登校、引きこもりになったりして、深刻な事態をひきおこすこともあります。



CHECK HERE

- ✓ メールやゲームは家族と話し合い、時間を決めてやる!
- ✓ スポーツや趣味など、ネット以外のことに熱中する時間をつくる!



次のような症状が出たらあなたはネット依存症!?

- ・1日中携帯が手放せない。(トイレ・食事中・お風呂でも携帯電話を使用)
- ・ひっきりなしにメールをしている。相手からすぐに返信が来ないと不安になる。
- ・オンラインゲームに夢中になり、食事・睡眠など日常生活も乱れ、ゲーム以外のことに無気力になる。

IV 加害者になる危険性

ネットモラルの欠如から

01 ネット上の誹謗中傷

「ネット上のいじめ」は他のいじめと同様に、決して許される行為ではありません。学校裏サイトや掲示板、個人のブログやプロフ、なりすましメールなどでの特定の個人に対する誹謗中傷（悪口を書き込むこと）は、名誉毀損、侮辱行為などの犯罪行為となります。

匿名での書き込みでも、悪質な場合は警察の捜査により犯人が特定され、未成年であっても警察に逮捕され罰せられることもあります。

ネット上やメールで自分以外の人のことを書くだけで相手を傷つけたり、いじめたりしてしまうこともあります。ネット上やメールで情報発信するときは、読み手にどのように伝わるか十分に考えましょう。現実社会と同様、相手を傷つけたり不快な思いをさせたりしないという心構えが必要です。



02 個人情報の流出

自分のプロフなどに自分の個人情報だけでなく、安易に友だちの情報を載せることにより、友だちも被害にあうことがあります。

たとえば、地域や学校名、相手の本名、プリクラや写真、動画などを載せた場合、一つひとつは断片的な情報であっても組み合わせると個人が特定できることもあります。そのような場合、プロフを閲覧した人によって個人情報が悪用される危険性も十分考えられます。自分のプロフといえども自分の知り合いだけが見ているとは限りません。世界中の人がそれを見ることが可能であり、それを悪用する人もいるということを忘れてはいけません。一度情報を発信してしまうと、閲覧した人がその情報をコピーして他の人に送ってしまったこともあり、あわてて削除しても、完全にネット上から消し去ることは大変むずかしいのが現状です。

他人の個人情報（プライバシー）をネット上に流出させることは、故意の場合はもちろんのこと、不注意であっても取り返しのつかないことになります。

03 著作権の侵害

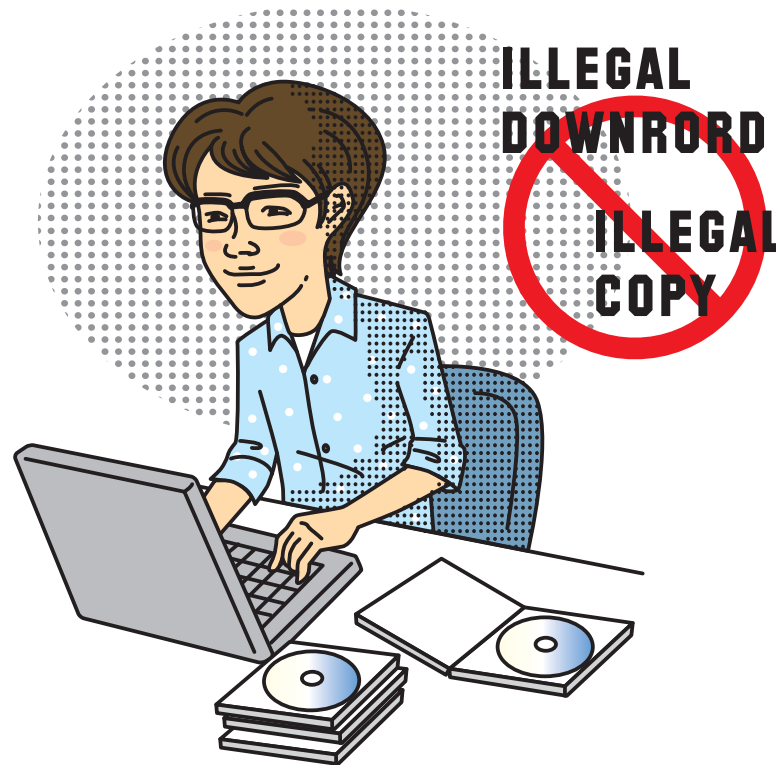
ゲームソフトや音楽作品、映像作品などにはすべて著作権があります。著作権者が無料使用を認めている場合以外は、著作権侵害となり、犯罪行為となりますので気をつけてください。

⚠ WARNING:

著作権侵害にあたる場合



- ・ 著作権を侵害したサイトと知りながら無料でダウンロードする行為
- ・ CD、DVD等をコピーし、友だちに配る行為
- ・ CD、DVD等をコピーし、ネット上（動画サイトなど）で送信したり販売する行為



保護者のみなさまへ

📞 携帯電話・インターネットについて知っておきたいこと

携帯電話は電話機能だけでなく、インターネット端末である点に注意が必要です。メールやインターネット閲覧など、通話以外の機能を多く使っている子どもが多く、金銭関係のトラブルや出会い系サイトなどによる問題、メールが原因のいじめ、学校裏サイトへの書き込み等による問題が多く起こっています。

インターネットで当たり前のように思える「匿名性」は見かけだけで、メールや掲示板の書き込みは、誰が発信したか警察の捜査により特定することができます。また、携帯電話やインターネットに関して、様々な法律やガイドラインもあります。

子どもの携帯電話使用やパソコン使用に関する最終的な責任は保護者が負うことになります。まずは保護者がインターネットに関する知識をきちんと持ち、子どもたちが安全にネット社会と関わっていける環境を整える必要があります。

📞 子どもを守るために

① フィルタリングサービス

フィルタリングとは、インターネット上の出会い系サイト、アダルトサイト等青少年に見せたくない違法、有害なサイトの閲覧を制限する機能のことです。この機能はサイトを見ることができないようにするばかりでなく、それらのサイトにアクセスすることによって発生するトラブル（不当請求、迷惑メールの受信等）を回避する効果もあります。

フィルタリングが設定されていないと、子どもにとってむき出しの有害情報が身近になり、好奇心やお金ほしさも手伝って、様々なトラブルや危険に巻き込まれるおそれがあります。大切な子どもをネット社会の危険から守るために、フィルタリングの設定は保護者として最低限の責務です。

「青少年ネット規制法」により携帯電話・PHSの利用者が18歳未満の青少年である場合、保護者からの申出がある場合を除いてフィルタリングサービスを適用することが携帯電話事業者に義務づけられています。

[フィルタリングの種類]



◎ ホワイトリスト方式

子どもにとって安全で有益と思われる一定の基準を満たしたサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式。

◎ ブラックリスト方式

原則すべてのサイトにアクセス可能ですが、出会い系やギャンブル等子どもに有害と思われるサイトへのアクセスだけを制限する方式。

[各社フィルタリングサービスと問い合わせ先]

各電話会社ではフィルタリングサービスを行っています。子どもを危険なサイトから守るために、フィルタリングを設定しましょう。

	サービス名	お問合せ先
docomo	キッズiモードフィルタ iモードフィルタ 時間制限	◎ドコモの携帯電話から 局番なしの 151 （無料） ◎一般電話から 0120-800-000 （無料） ◎ホームページ http://www.nttdocomo.co.jp/
au	EZ安心アクセスサービス [接続先限定コース] EZ安心アクセスサービス [特定カテゴリ限定コース]	◎auの携帯電話から 局番なしの 157 （無料） ◎一般電話から 0077-7-111 （無料） ◎ホームページ http://www.kddi.com/
SoftBank	Yahoo!きっず ウェブ利用制限	◎ソフトバンクの携帯電話から 局番なしの 157 （無料） ◎一般電話から 0088-21-2000 （無料） ◎ホームページ http://mb.softbank.jp/mb/
WILLCOM	有害サイトアクセス [制限サービス]	◎ウィルコムPHSから 局番なしの 116 （無料） ◎一般電話から 0120-921-156 （無料） ◎ホームページ http://www.willcom-inc.com/ja/service/filtering/
emobile	Webアクセス制限	◎イー・モバイルの携帯電話から 局番なしの 157 （無料） ◎一般電話から 0120-736-157 （無料） ◎ホームページ http://emobile.jp/service/option1.html

（全国Webカウンセリング協議会提供）

② 誹謗中傷の立証

子どもが、誹謗中傷などのネットいじめなどにあっていることがわかったら、一緒に対策を考えてあげましょう。子どもは隠しがりますが、本人は悪くないこと、家族は味方であることをわかってもらい一緒にがんばる姿勢をみせてください。

ネット上のいじめは、名誉毀損、侮辱の罪に該当するケースがあります。被害にあったという証拠として、メッセージの原文やサイト画面、送信されたメールを削除せずに保存しておく必要があります。

警察が犯罪行為と判断すれば、ウェブサイトの利用記録をプロバイダー等に照会することができ、そこから発信者個人を特定することもできます。

③ 誹謗中傷の削除方法

誹謗中傷が書かれている掲示板を確認できたら掲示板の管理者に連絡して書き込みを削除してもらいましょう。

管理者によっては削除されない場合もあります。そのときは、その掲示板が利用しているプロバイダーに削除依頼のメールを送ります。

[書き込みの削除方法]



- 1 掲示板のリンクをクリックし、掲示板サービスを提供しているプロバイダーのホームページにアクセスします。
- 2 そのページにある「問い合わせ」「違反通報(報告)」というような項目を選んで削除メールを送ります。
- 3 削除依頼は必ず具体的に書かれている内容を記載し、書き込みのあるサイトのアドレス(URL)を記載します。
- 4 証拠を残すために次の2点も行っておく必要があります。
1: 書き込みの内容と日時が分かるようにプリントアウトしておく
2: 掲示板の管理者に通信記録の保存も依頼しておく

(全国webカウンセリング協議会提供)

※ 誹謗中傷が明らかに犯罪であると思われる場合はお近くの警察署に届け出てください。
※ 削除依頼の方法がよく分からない場合や不安な場合は、巻末の専門機関に相談してください。

👉 関連サイト一覧

ネットトラブルの相談・通報窓口

●インターネット・ホットラインセンター
[運営:(財)インターネット協会]
<http://www.internethotline.jp/>
インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける通報窓口です。

●迷惑メール相談センター
[運営:(財)日本データ通信協会]
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>
迷惑メールの電話相談・情報提供を受け付けています。

●子供無料相談室みらい
[全国webカウンセリング協議会]
携帯サイト <http://www.web-mind.jp/mirai/>
パソコンサイト <http://www.web-mind.jp/>

●違法・有害情報相談センター
<http://www.ihaho.jp/info/rule.htm>
学校関係者やwebサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける通報窓口です。

●法務省 [インターネット人権相談受付窓口]
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

●文部科学省 [24時間いじめ相談ダイヤル]
Tel.0570-0-78310 (なやみ言おう)

●全国警察サイバー犯罪相談窓口等一覧
(警察庁HP内)
<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

●ECネットワーク
<http://www.ecnetwork.jp/>
インターネット取引に関する一般消費者からの相談を受け付けています。

ネットトラブルに役立つ関連サイト

●(財)インターネット協会
<http://www.iajapan.org/>

●(独)国民生活センター
[インターネットトラブル]
<http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html>

●内閣官房IT担当室 [違法・有害情報対策]
<http://www.it-anshin.go.jp/>

●総務省 [電気通信事業者情報コーナー]
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohim_mail.html